



のあっく自然学校入会のご案内

のあっく自然学校 枚方統括事務所 (受付時間 10時~18時)

〒573-0042 大阪府枚方市村野西町 5-1-306

TEL : 072-805-3230 FAX : 06-7635-9343

MAIL : info@noac.jp

京都校

兵庫校

岡山校

自然体験活動施設 “おおすぎ”

自然体験活動施設 “みずほ”

2020年2月改定 Ver.6

【のあっく自然学校公式ページのご案内】

ホームページ



Facebook

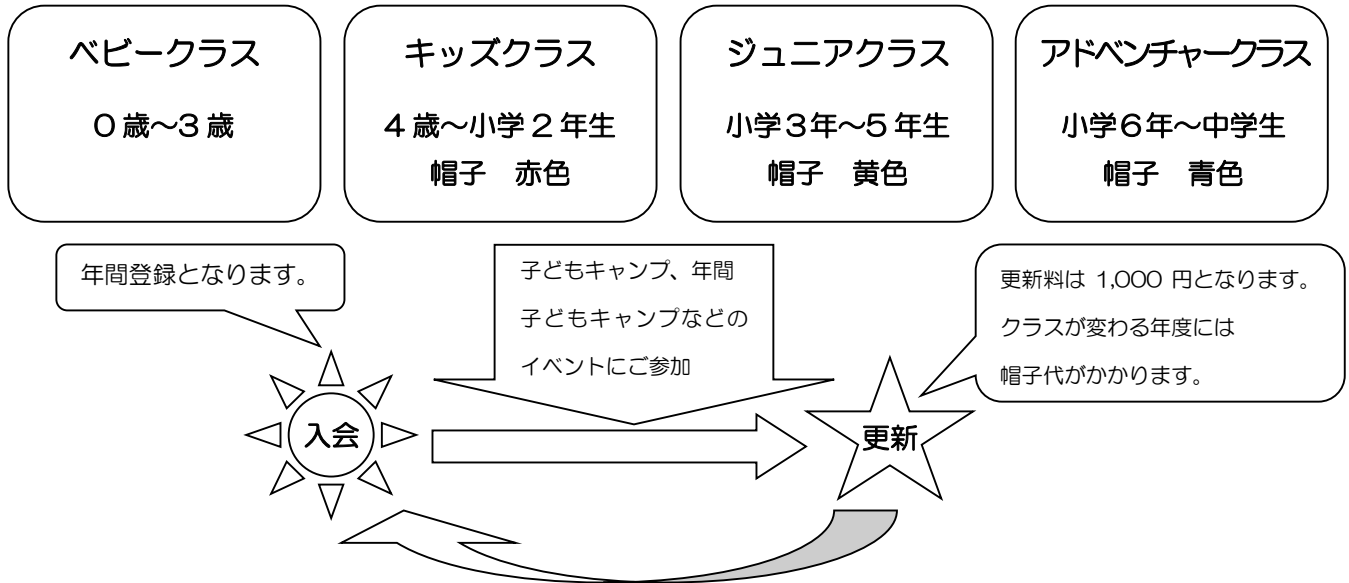


LINE@



入会案内・のあっく自然学校会員規約

- 各種イベントに参加希望の方はまず、のあっく自然学校会員システム（NNS）にご入会下さい。
- ご入会の際に入会金（¥2,500-）が必要です。
- 年齢に応じて以下の4クラスに分かれています。



初年度入会金は参加日より3月19日までの計算になります。
3月20日以降のイベントにご参加の場合は次年度年会費1,000円が掛かります。

※一度納入されました入会金・年会費については、理由の如何に関わらず返金いたしません。

入会特典について

- ◎楽しい広報誌“のあっく通信”が送られてきます。
主催事業の報告、アンケート結果に対する対応、次回イベントの案内など
先行予約案内も行います！！
- ◎オリジナル帽子をプレゼント！！（※1）
※1 次年度継続して申し込む場合、4歳、新小学3年、新小学6年生は新たに帽子（¥1,000-）をご購入下さい。
- ◎自然体験活動施設（おおすぎ、みずほ）の宿泊費が会員価格でご利用いただけます。（同居の家族まで）

保険について

- 万が一に備えて、入会と同時に傷害保険に加入しております。
- 年間プログラム以外のキャンプにつきましては、お申込み時の旅行条件書の内容に基づいた保険に加入しております。

入院時	4,000円(1日)1日目より適用
通院時	1,500円(1日)1日目より適用

事故の日からその日を含めて180日以内まで補償されます。

保険対応の事項

※イベント開始日のご自宅を出られてから、ご帰宅までの事故が対象です

のあっくのイベントに参加中の

- 怪我、事故
 - 日射、熱射病及び細菌性食物中毒
 - イベント中の障害に起因する後遺症及び死亡（死亡：1,500万円 後遺障害：45万～1,500万円）
- ※宿泊日数により、金額が変動する場合がございます。

補償対象は急激で偶発な外来の事故により被った傷害になります

保険対応外の事項

- のあっく以外のイベントに参加している場合
- 被保険者の脳疾患、疾病（心臓病を含む）、心神喪失
- 事前に防げる行為（蚊、ぶよに刺されたなどを含む）

保険料は、入会金・年会費の一部より捻出しております。入会金等の増額を抑える為上記のような内容と致しました。保険内容に不足がある場合、別途個人でのお申込み、ご負担となります。追加の保険加入をお考えの方につきましては、当団体までお問い合わせ下さい。ご理解、ご協力をお願い致します。

キャンセル料について

年間プログラム

各プログラムにより、参加費とキャンセル料が異なります。

お申し込み後にお届けする参加要項をご参照下さい。

※キャンセルに当たっての注意点※

- 事業開始後のキャンセル、無連絡によるキャンセルは返金できません。
- 一度納入されました入会金・年会費については、理由の如何に関わらず返金いたしません。
- ご返金は、全てのプログラム終了後（3月末頃）に年間を通しての返金額を計算し、当団体よりご連絡いたします。その後ご指定の口座に振り込みいたします。
※返金手数料¥500-がかかります。

年間プログラム以外のプログラム（春・夏・冬休み子どもキャンプなど）

お申し込み後にキャンセルされる場合は、旅行業法に基づき下記のキャンセル料が発生いたします。

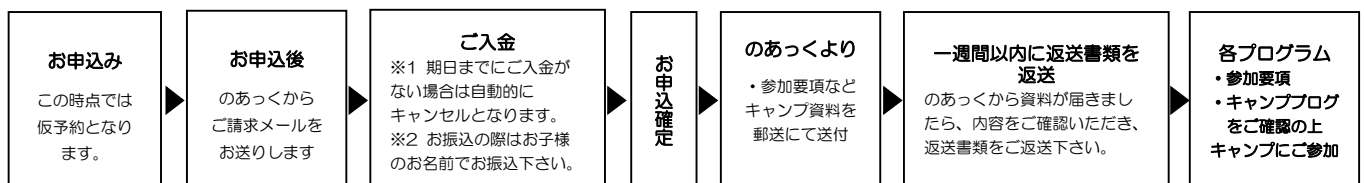
キャンプ開催日前日より起算して

■ 20日前～8日前までに取り消された場合	20%
■ 7日前～2日前までに取り消された場合	30%
■ 出発の前日に取り消された場合	40%
■ 当日の集合時間までに取り消された場合	50%
■ プログラム開始後に取り消された場合	100%

「キャンセル日」は、お客様がのあつく自然学校の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

（18時以降に取消連絡の場合、次営業日が取消日となります。）

イベントまでの流れ



キャンプによっては保護者説明会がある場合がございます。

その際は必ずご参加いただきますようお願いいたします。

※入会に当たっての注意事項※

- ご質問などがある場合、必ず事務局までご連絡下さい。
- ご入会の場合、すべての入会規定の承諾を得たと判断いたします。
ご熟読の上ご入会下さい。
- 本資料は、ご退会時まで必ず保管下さい。

のあつく自然学校(以下「NOAC」という)は会員規約を以下のとおり定めます。

第1章(総則)

第1条(会員規約)

本規約は会員とNOAC間の、のあつくキャンプ事業(以下「NNS」という)に関わる一切の關係に適用するものとします。

第2条(本規約の適用)

本規約はNNSに関し、NOAC及び会員に適用されるものとします。

第3条(本規約の範囲)

NOACが提供する会報、ホームページ上またはNOACが提供する手段を通じて随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成し、会員はこれを承諾します。

第4条(本規約の変更)

NOACは会員の事前の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、メンバーはこれを了承します。この変更はNOACが提供する会報、ホームページ上またはNOACが提供する手段を通じて随時会員に発表するものとします。

第2章(会員)

第5条(会員の範囲)

会員とはNOACに会員登録申請をし、NOAC理事会がこれを承認し、会員資格を得た者をいいます。

第6条(会費)

初年度年会費 2,500円(入会日より3月20日までの年間保険料を含む)

次年度継続の場合は 年間保険料 1,000円を別途請求する。(3月20日より翌年3月19日まで)

一度納入された入会金に関しては、理由の如何に関わらず返金できない。

第7条(会費起算日)

毎年3月20日を起算日とし年度更新とする。

第8条(会員資格の取り消し)

会員が以下に該当する場合、NOACは事前にならな通告することなく直ちに会員資格を取り消すことができるものとします。

- 会員登録をした者が実在しない場合。
- 登録内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れのあった場合。
- 第14条でNOACが定める義務を怠った場合。
- その他本規約に違反した場合。
- その他会員として不適切とNOACが判断した場合。

上記規定に従い会員登録が取り消された場合、会員が当該行為により不利益を被ったとしてもNOACは一切その責任を負いません。

第9条(変更の届け出)

会員は登録情報およびNOACへのその他の届け出内容を、常に虚偽なく最新の状態で更新するものとし、変更があった場合には速やかに所定の方法でNOACに変更の届け出をするものとします。また、届け出がなかったことにより会員が不利益を被ったとしてもNOACは一切その責任を負いません。

第10条(氏名の変更)

婚姻による姓の変更等NOACが承認した場合を除き、登録した氏名は変更できないものとします。

第11条(退会)

会員が退会する場合は、NOACが指定した方法で退会する旨届け出るものとします。

第12条(退会届の受領及びサービスの停止)

前条による退会届がNOACに到着した日付をもって退会届の受領日とします。また、退会届の受領後所定の方法で退会の確認を行ったのち、NOACはNNSを停止するものとします。

第13条(会員の死亡によるサービスの停止)

会員資格は一身専属性のものとして、NOACは当該メンバーの死亡を知り得た時点をもって第9条の届け出及び第10条の退会の確認があったものとし、サービスを停止するものとします。

第3章(事業への参加)

第14条(事業への参加)

会員は以下の条項に従い、キャンプ事業への参加ができるものとします。

会員はNOACが発信する情報につき一切の責任を負うものとし、NOACに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

NNS参加に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員が他の会員もしくは第三者との間に紛争を生じた場合、当該会員は自己の責任と費用で解決するものとし、NOACに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

その他、会員は本規約ならびにNOACの指示に従い、NOACに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第15条(事故・怪けによる損害)

NOACは会員がNNS参加により被った一切の損害に対し、応急手当てまでの対応を行なうものとし、治療等に関わる費用に関しては第6条で定める傷害保険での対応とする。保険費用以上の金額に関しては会員の自己負担とする。

第16条(損害賠償)

会員が本規約に違反した行為、第18条の行為、またはその他の不正もしくは違法な行為によってNOACに損害を与えた場合、NOACは当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことが出来るものとします。

第17条(著作権)

NNS実施中の写真・映像はNOACに既存します。

本条の規定に反して問題が発生した場合、会員は自己の責任と費用において、かかる問題を解決すると共に、NOACに何等の迷惑または損害を与えないものとします。

第18条(禁止事項)

会員はNNS参加にあたり、以下に示す行為を行ってはならないものとします。

他の会員、第三者もしくはNOACの著作権、その他権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

他のメンバー、第三者もしくはNOACの財産、プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

他のメンバー、第三者もしくはNOACに不利益もしくは損害をあたえる行為、またはそのおそれのある行為。

公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他のメンバーまたは第三者に提供する行為。

犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれがある行為。

事実を反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為。

選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。

他の会員および第三者を誹謗中傷する行為、又はそのおそれがある行為。

NOACの承認なく、NNSを通じて営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。

NNSの運営を妨げるような行為。

他の会員の会員番号及び情報を不正に使用する行為。

その他、日本国及び外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

その他、NOACが不適切と判断する行為。

第4章(雑則)

第19条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第20条(専属的合意管轄裁判所)

NOACおよび会員は、会員とNOACとの間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合は、NOACの指定する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとします。

第21条(付則)

この規約は2019年3月20日より実施するものとします。